

4 契第 1311 号
令和 4 年 11 月 28 日

建設事業者 様

岡崎市長

建設工事の入札に係る予定価格の事後公表について（通知）

平素より岡崎市の入札契約制度に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

現在、予定価格が 1 億 5,000 万円以上の建設工事の電子入札では予定価格を事後公表としていますが、令和 5 年度から下記のとおり取扱いを変更いたしますので通知します。

記

1 予定価格の事後公表について

令和 5 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う総合評価落札方式の建設工事の電子入札では、予定価格を落札決定の後に公表します。

具体的には、土木一式工事及び建築一式工事は予定価格 8,000 万円以上、その他の業種の工事は予定価格 6,000 万円以上が対象となります。

※総合評価落札方式以外の建設工事の電子入札については、予定価格は事前公表です。

2 落札決定フローについて

予定価格を事後公表する入札で、1 回目の入札で落札者が決定しない場合(※)は、原則、1 回目の開札日当日に、再度の入札を行います。また、再度の入札においても落札者が決定しない場合(※)は、最も低い入札価格と予定価格の乖離が概ね 5 %以内の場合に限り、再度の入札の開札日当日に不落随契に移行します。不落随契に移行した場合、原則 2 回目の入札参加者全員に電子入札システムから見積を依頼いたします。詳細は別添の落札決定フロー図（事後公表）と予定価格事後公表対象工事の変更に係る留意事項についてを参照してください。

※落札者が決定しない場合

落札者が決定しない場合とは、有効な入札を行った全員の入札価格が予定価格を超過している場合であり、入札参加者がいない場合や参加者全員の入札価格が失格基準価格を下回った場合は含みません。

3 注意事項

- ・入札案件の仕様や設計内容について、工事発注担当課が直接事業者にお答えすることはできませんので、質問がある場合は必ず質問回答制度を御利用ください。詳しくは別添の「質問回答制度について」を御参照ください。
- ・本制度以外の改正を含め、「岡崎市一般競争入札の公告説明書（建設工事）」、「岡崎市一般競争入札参加心得」など入札に関する規定は令和5年4月1日に改正を予定しております。入札に参加される際には必ず内容を御確認いただきますようお願いいたします。

担当：岡崎市総務部契約課 入札係 電話番号 0564-23-6460